

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部を改正する件新旧対照条文

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十五号）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フエカリス、エンテロコッカス フエシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モラントル、β-グルカナナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セデカマイシン、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着色料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、デコキネート、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バデイウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフイドバクテリウム サイモフィラム、ピフイドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフオスフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス アシドフィルス、ラク</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、飼料添加物を次のように定める。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フエカリス、エンテロコッカス フエシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モラントル、β-グルカナナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム ブチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セデカマイシン、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着色料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう。）、中性プロテアーゼ、デコキネート、<u>デストマイシンA</u>、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、バチルス コアグランス、バチルス サブチルス、バチルス セレウス、バチルス バデイウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフイドバクテリウム サイモフィラム、ピフイドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、フマル酸、フラボフオスフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルス ア</p>

トバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ、硫酸コリスチン
及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 〔略〕

シドファイルス、ラクトバチルス サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパー
ゼ、硫酸コリスチン及びリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分と
して含有する製剤

四 〔略〕